

**有機農産物のJAS規格
別表等資材の
適合性判断基準及び手順書**

平成24年3月規格改正対応版

平成26年9月

農林水産省消費・安全局表示・規格課

はじめに

有機農産物のJAS認定事業者が、JAS規格に適合した資材を使用する際、どのような情報をどこまで評価して適合/不適合の判断を行うかは、事業者や登録認定機関により異なる場合があるのが現状です。場合によっては同じ資材で適合か不適合かの判断が分かれています。このような背景から、平成22～23年度農林水産省「有機JAS規格制度等信頼向上委託事業」において、資材の評価基準及びその具体的手順を文書化したものが本冊子です。さらに、本冊子に基づき有機JAS規格に基づく使用可能資材であると評価された資材をリスト化し、生産行程管理者が当該資材を改めて確認することなく、資材の選択ができるようにすることを目標としています。平成23年度同事業では、これら使用可能資材の一部を農林水産省名でリスト化しましたが、今後は、全ての使用可能資材のリスト化が強く望まれると共に、本冊子についても、有機JAS規格改正等に応じて、継続的に改訂されることが不可欠です。

この冊子の使用目的

- 本冊子は有機JAS規格に基づく使用可能資材リストの作成（平成23年度農林水産省「有機JAS規格制度等信頼向上委託事業」）のための評価手順書として使用されます。
- 作成予定の資材リストでは、すべてのJAS適合資材をカバーすることはできないので、未掲載の資材については、個別に評価していただく必要があります。その際、生産行程管理者または、登録認定機関が評価する際の手順書として活用できます。

使用にあたっての注意事項

- この冊子は、平成24年3月28日に改正された有機農産物の日本農林規格に基づき作成されています。
- この冊子で対象としているのは、外部からの投入資材を使用する際の適合評価です。評価基準の冒頭にも記載しているとおり、有機農産物の生産行程管理者は、外部投入資材を使用する前に、有機農産物の生産の原則(第2条)、及び肥培管理の本則(第4条)に則った土づくりを行うことが前提で、その補足としての外部資材であることを常に心がけておく必要があります。
- 各事業者・登録認定機関は、資材評価の際にこの評価基準・手順書の基準に従って行うことが求められます。
- 海外の有機JAS認定事業者が使用する資材については、この評価基準・手順書に概ね準じた形で判断することになります。

目次

| | |
|---|----|
| 第1章 肥料及び土壌改良資材（別表 1） | 1 |
| 1.1. 肥料及び土壌改良資材の適合性判断基準 | 1 |
| 1.1.1. JAS規格に規定されている内容 | 1 |
| 1.1.2. 確認の範囲 | 2 |
| 1.1.3. 確認の方法 | 4 |
| 1.1.4. 判断基準 | 5 |
| 1.1.5. 資材リストを作成するにあたっての特記事項 | 8 |
| 1.2. 別表1の対象資材における個別判断手順書 | 9 |
| 1.2.1. 植物及びその残さ由来の資材 | 9 |
| 1.2.2. 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材 | 10 |
| 1.2.3. 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材 | 11 |
| 1.2.4. と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材 | 12 |
| 1.2.5. 発酵した食品廃棄物由来の資材 | 13 |
| 1.2.6. バーク堆肥 | 14 |
| 1.2.7. メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。） | 15 |
| 1.2.8. グアノ | 15 |
| 1.2.9. 乾燥藻及びその粉末 | 15 |
| 1.2.10. 草木灰 | 16 |
| 1.2.11. 炭酸カルシウム | 16 |
| 1.2.12. 塩化加里 | 16 |
| 1.2.13. 硫酸加里 | 17 |
| 1.2.14. 硫酸加里苦土 | 17 |
| 1.2.15. 天然りん鉱石 | 17 |
| 1.2.16. 硫酸苦土 | 18 |
| 1.2.17. 水酸化苦土 | 18 |
| 1.2.18. 軽焼マグネシア | 18 |
| 1.2.19. 石こう（硫酸カルシウム） | 18 |
| 1.2.20. 硫黄 | 19 |
| 1.2.21. 生石灰（苦土生石灰を含む。） | 19 |
| 1.2.22. 消石灰 | 19 |
| 1.2.23. 微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素） | 19 |

| | | |
|------------|--|-----------|
| 1. 2. 24. | 岩石を粉砕したもの..... | 20 |
| 1. 2. 25. | 木炭..... | 20 |
| 1. 2. 26. | 泥炭..... | 20 |
| 1. 2. 27. | ベントナイト、パーライト、ゼオライト、バーミキュライト、けいそう土焼成粒.... | 21 |
| 1. 2. 28. | 塩基性スラグ..... | 21 |
| 1. 2. 29. | 鉍さいけい酸質肥料..... | 22 |
| 1. 2. 30. | よう成りん肥..... | 22 |
| 1. 2. 31. | 塩化ナトリウム..... | 22 |
| 1. 2. 32. | リン酸アルミニウムカルシウム..... | 23 |
| 1. 2. 33. | 塩化カルシウム..... | 23 |
| 1. 2. 34. | 食酢..... | 23 |
| 1. 2. 35. | 乳酸..... | 23 |
| 1. 2. 36. | 製糖産業の副産物..... | 24 |
| 1. 2. 37. | 肥料の造粒剤及び固結防止材..... | 24 |
| 1. 2. 38. | その他の肥料及び土壌改良材..... | 25 |
| 第2章 | 農薬（別表2）及び収穫後の施設で使用される薬剤（別表4） | 28 |
| 2. 1. | ほ場又は栽培場における有害動植物の防除目的で使用される資材（農薬（別表2））の適合性判断基準..... | 28 |
| 2. 1. 1. | JAS規格に規定されている内容..... | 28 |
| 2. 1. 2. | 別表2の防除資材の使用にあたっての判断基準..... | 28 |
| 2. 1. 3. | 特定防除資材..... | 32 |
| 2. 2. | 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理において使用される資材の適合性判断基準..... | 33 |
| 2. 2. 1. | JAS規格に規定されている内容..... | 33 |
| 2. 2. 2. | 主な資材..... | 34 |
| 第3章 | 土壌又は植物に施されるその他の資材 | 36 |
| 3. 1. | 土壌又は植物に施されるその他の資材の適合性判断基準..... | 36 |
| 3. 1. 1. | JAS規格に規定されている内容..... | 36 |
| 3. 1. 2. | その他の一般管理資材に関する判断..... | 36 |
| 第4章 | 育苗用土 | 38 |
| 4. 1. | 育苗用土の適合性判断基準..... | 38 |
| 4. 1. 1. | JAS規格に規定されている内容..... | 38 |
| 4. 1. 2. | 適合性確認の手順及び確認等の注意点..... | 38 |
| 4. 2. | 経過措置..... | 38 |

第1章 肥料及び土壌改良資材（別表1）

1.1. 肥料及び土壌改良資材の適合性判断基準

1.1.1. JAS規格に規定されている内容

1.1.1.1. 有機農産物の肥培管理の原則

有機JAS規格に準拠した肥培管理を行うにあたっては、JAS規格第2条の有機農産物の生産の原則、及び第4条の生産の方法の肥培管理の項目に従う必要がある。

有機農産物の生産の原則（第2条）

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（略）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。

生産の方法（第4条）－肥培管理の項

当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあつては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用すること又は当該ほ場若しくはその周辺以外から生物（組換えDNA技術が用いられていないものに限る。）を導入することができる。

この判断基準は、肥培管理の項「ただし…」以降に規定された別表1の資材を使用するにあたっての適合評価のための判断基準であるが、この判断基準に適合していれば何でも使用可能であると考えられるのではなく、上記の原則及び肥培管理の前段に記載された、土づくりの重要性を前提としている。この判断基準に基づいて別表1に適合すると評価された資材を使用する場合、上記の前提を、念頭において使用しなければならない。

1.1.1.2. 外部導入資材に関する規定

上記に記載されている別表1の資材に関する2つの条件を以下に再掲する。別表1のすべての資材について、これらの2つの条件を満たす必要がある。

- 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの
- その原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないもの

1. 1. 2. 確認の範囲

1. 1. 2. 1. 用語の定義

| 用語 | 定義 |
|----------------|---|
| 化学的処理 | 化学的に合成された物質を使用して処理することを指す。(製造工程で化学合成反応を起こさない場合や最終的な製品に使用した化学合成物質を含有しない場合を含む。) |
| 化学的に合成された物質 | 化学的手段(燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化等の化学変化を含まない)によって、化合物を構造の新たな物質に変化させることを化学合成といい、これにより得られた物質。(以下、「化学的に合成された物質」を「化学合成物質」という。) |
| 化学的に合成された物質の添加 | 製造工程において化学的に合成された物質を添加することを指す。(助剂的なものや、触媒的なものも添加に含まれる) |

注1) 「化学的に合成された物質の添加」と「化学的処理」について

JAS規格における位置づけは以下のとおり。

■ 化学的に合成された物質の添加：

JAS規格本則に、製造工程において化学的に合成された物質を添加しないことが規定されているので、別表1の資材はすべて化学的に合成された物質を添加してはならない。

■ 化学的処理：

別表1の一部の資材について、基準欄に「化学的処理を行っていない」天然物質に由来したもののみ認められている。

また、CODEXの「資材を追加する際の要件」では、次の基準が示されている。

「その原材料が、植物、動物、微生物、又は鉱物に由来するものであって、かつ、物理的(例：機械的、熱的)、酵素的又は微生物的な処理(コンポスト、発酵)を受けてもかわらないもの(上記のような処理方法が枯渇した場合。加えてキャリア、つなぎに使われる資材に限っては化学的処理も考えられる。)」

1.1.2.2. 製造工程に関する確認

(1) 製造工程の確認

次の段階を製造工程として、確認の対象とする。

- ① 資材の製造場における、原材料(主原材料、添加材及び加工助剤を含むすべての投入物)の投入から製品の包装までの工程
- ② 別表1に記載されている基準欄に、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」と記載されている肥料・土壌改良材及び一般管理資材については、①に加え、①に使用する原材料が天然物質由来であることを把握できる工程

(2) 製造工程の補足

前項に関して以下の補足をする。

- 上記①について、原材料のさらなる原材料の製造工程まで確認の対象とするかどうかは、様々のケースが想定される。詳細は、第2章の個別判断に記載する。
- 単なる「混合」(原材料のそれぞれの特性がそのまま維持されたもの)については、その原材料を対象として上記①の製造工程の確認を行う。

1.1.2.3. 遺伝子組換えに関する確認

(1) 遺伝子組換えに関する原材料の生産段階の範囲

遺伝子組換え技術が開発されている農産物を原材料とする場合は、その農産物の生産方法が遺伝子組換え由来であるかどうかまで遡って確認を行う。

(2) 原材料の生産段階の補足

経過措置により非遺伝子組換えの原材料が入手困難であると定められている資材については、確認の対象外とする。

(3) 酵素、微生物等の確認の範囲

酵素、微生物等については、当該資材の製造工程に使用する酵素、微生物等のみを確認することとし、原材料の製造工程に使用する酵素、微生物等まで遡って確認しないこととする。

なお、酵素の製造工程における化学的処理については問わない。また、微生物の培養に使用する培地については、確認の範囲を個別手順書において記載している。

1. 1. 3. 確認の方法

1. 1. 3. 1 資材に関する情報の入手

(1) 製造工程図の入手

資材の評価をする者は、資材製造者から、当該資材の原材料情報および製造工程図を入手し、これに基づき確認を行う。当該事業で作成された記入書式を活用することにより、必要十分な情報を入手することが望まれるが、同様の情報が含まれる場合にあっては、これに代わる書式でもよいものとする。

また、原材料の肥料登録証や、届出証がある場合は、併せて提出を求める。

資材製造者に対しては、原材料の由来に関する資料の提出に際して、資料の記載内容について責任を持って確認を行うことを求める。

(2) 判断日、有効期限について

資材に関する資料を入手する際、作成日と有効期限の明示されたものを入手すること。申請内容について、原材料・添加材の変更、製造工程の変更等が生じた場合は、資材製造者より速やかに変更の届出を行うこととする。変更の報告が速やかに行われなかった場合は、有機使用可能資材リストから当該資材を削除する。

また、適合性判断結果の有効期限については、可能な限り設定することが望ましい。

1. 1. 3. 2. 確認時の注意点

(1) 公定規格の分類についての注意事項

J A S 規格別表 1 の原材料のみを使用して造粒又は成形した場合は、公定規格において化成肥料と記載されている資材であっても適合となる場合があるので、確認が必要である。

(2) 添加剤についての注意事項

次に記載する材については、申告の漏れるケースが見られるため、使用の有無が正しく申告されていることを確認すること。

固結防止材、飛散防止材、吸湿防止材、沈殿防止材、浮上防止材、腐敗防止材、悪臭防止材、粒化促進材、成形促進材、展着促進材、組成均一化促進材、脱水促進材、乾燥促進材、凝集促進材、発酵促進材、効果発現促進材、着色促進材、分散促進材、反応緩和材、硝酸化成抑制材

1. 1. 4. 判断基準

1. 1. 4. 1. 「製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの」であるかどうかの判断

(1) 判断の方法

提出された資料（原材料の肥料登録証・届出証の写しを含む）に基づき以下の内容を確認する。

- ① 別表1に「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」と記載されている資材については、製造工程に使用する原材料が、天然物質か、又は化学的処理が行われていない天然物質由来のものであること。
- ② 使用される添加材は、化学的に合成された物質でないこと。
- ③ 使用される原材料まで確認が求められている資材の場合、その原材料の製造工程に、化学的処理の工程がないこと。

CODEXの「資材を追加する際の要件」に記載されている内容のうち、次の基準を考慮して判断すること。

「その原材料が、植物、動物、微生物、又は鉱物に由来するものであって、かつ、物理的（例：機械的、熱的）、酵素的又は微生物的な処理（コンポスト、発酵）を受けてもかまわないもの（上記のような処理方法が枯渇した場合。加えてキャリア、つなぎに使われる資材に限っては化学的処理も考えられる）」

(2) J A S 規格別表第 1 に定められた例外規定

(a) 有機溶剤による油の抽出

前項にかかわらず、JAS規格別表1に記載された下記の内容は適用される。

「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」は、有機溶剤による油の抽出を除く。

(b) 化学合成された造粒剤の使用

別表1のうち肥料の造粒材について、化学合成されたリグニンスルホン酸塩を使用することは、「肥料の造粒材及び固結防止材」の基準欄で認められている。

(3) 「告示第1005号」における規定

J A S 法政令第10条第1号に「使用することがやむを得ない化学合成された肥料及び土壌改良資材」を農林水産大臣が定めることとなっており、これが「告示1005号」といわれる告示である（以下、この基準書では「告示1005号」と称する）。正式名称は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材」（制定、平成12年7月14日農林水産省告示第1005号、最終改正、平成24年3月28日農林水産省告示第837号）である。

ここに、以下に定める資材は、化学合成の資材であっても認められると記載されている。

【二 肥料及び土壌改良資材】

硫黄、塩化カルシウム、消石灰、微量元素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩

これらの資材は、別表1に記載された資材の一部でもある。

(4) 原材料の製造工程についての解釈

別表1の資材分類別の条件に、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」が記載されていないものについては、原材料の製造工程を確認する必要のないものがある。例えば下記については、その資材ができあがるまでの由来の確認は不要とする。

- 植物及びその残渣由来の資材を使用する際の、植物の栽培方法
- 家畜排せつ物由来の堆肥を使用する場合の、排せつ物の以前の家畜の生産方法(すなわち家畜の飼料、健康管理のための投与物など)
- 家畜排せつ物由来の堆肥を使用する場合の、排せつ物と同時に回収される敷料(但し、異物混入の可能性が高いため、建築廃材を由来する敷料を使用しているかどうかの確認は行うこととする)

1. 1. 4. 2. 「原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていない」かどうかの判断

(1) 対象農産物

下記に定める農産物を原材料としている場合に、次項の確認を行う。

【確認の必要な原材料農産物】

(遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準—別表1)

- 1 大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)
- 2 とうもろこし
- 3 ばれいしょ
- 4 なたね
- 5 綿実
- 6 アルファルファ
- 7 てん菜
- 8 パパイヤ

また、微生物資材、肥料の製造時に酵素類を使用している場合、次項の確認を行う。

(2) 判断の方法

- ① 上記に該当する農産物が、組換えDNA技術を使用した作物由来でないこと。(遺伝子組換え不分別も認められない)
- ② 資材の製造工程で使用する酵素、微生物等について、組換えDNA技術で開発されたものでないこと。

(3) JAS規格経過措置及びQ&Aに定められた例外規定

前項にかかわらず、JAS規格の経過措置及びQ&Aに定められた例外規定は、これに従う。

【経過措置の内容】

- 植物及びその残さ由来の資材
- 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材
- 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材
- 発酵した食品廃棄物由来の資材

(条件)

原材料の生段産階において組換えDNA技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合

【この例外規定に該当する代表例】

- 油かす類(大豆、とうもろこし、なたね、綿実)
- 家畜の飼料が組換え由来であった場合、これがこぼれ落ち混入した場合の家畜排せつ物を使用した資材
- 食品の副産物(おから、選別時の篩下のくず大豆等)
- 抽出に使用するエタノール(とうもろこし由来の場合、とうもろこしの遺伝子組換えの有無は問わない)

(4) その他

(a) 微生物の培地について

微生物(発酵用の酵母・菌類)の培地については、その培地のほとんどが最終製品の資材に残る場合は、遺伝子組換えでないこと、化学合成された物質を使用しないことが必要であるが、初期の種菌の培養のようにその培地が最終製品の資材に残らないものについては、特に培地について制限はないものとする。

1.1.5. 資材リストを作成するにあたっての特記事項

資材リストの作成にあたっては、これまでの記載事項に加え次の事項を考慮の上、適合性判断を行うこととする。

1.1.5.1. 情報提供者との合意事項

資材製造者から情報提供を受ける際に、必要に応じて実地検査を行うことへの了解を得る。

1.1.5.2. 実地検査による確認の可能性

通常は、書類審査のみにより適合性判断を行うが、必要と判断された場合には、実地検査により評価を行う。

1.1.5.3. 資材製造場内におけるコンタミネーションによるリスクについて注意喚起

肥料の製造工程におけるコンタミネーションのリスク評価については、①当該資材と同一の製造ラインで有機 JAS 規格使用可能資材以外の資材を製造しているか、②当該製造ラインにおいて切り替え時の混入防止対策を行っているか、などを資材情報提供時に書面にて確認の上判断する。

特に農薬成分を含む資材と同一の製造ラインを使用している場合は、確実にコンタミネーションを排除していることの保証を資材製造者から文書で受領する。

1.1.5.4. 表示

(1) 有機農産物の JAS 規格は、農産物の生産の基準を定めたものであり、肥料や農薬に「有機 JAS 適合肥料」、「JAS 認定農薬」等と表示することは、これら資材が JAS 規格により格付されたものと誤解されるため、望ましくありません。肥料や農薬等の資材が有機 JAS 規格で使用可能であることを表示する場合は、当該資材が有機 JAS 規格の別表等の基準に適合していることを十分確認した上で、「有機 JAS 規格別表 1 適合資材」、「有機 JAS 使用可能農薬」等として下さい。

(2) なお、有機農産物の生産は、外部投入資材を使用する前に、有機農産物 JAS 規格第 2 条の「有機農産物の生産の原則」及び第 4 条の「ほ場における肥培管理」の項の規定に則った土づくり等を行うことが前提となっています。外部資材を使用する場合は、やむを得ない事由での使用であるか、また、別表等の基準に適合する資材であるかについて、確認する必要があります。

1.1.5.5. 放射性物質

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材等については、暫定許容値が設定されているので留意する必要があります。

- 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/supply.html>

1. 2. 別表 1 の対象資材における個別判断手順書

1. 2. 1. 植物及びその残さ由来の資材

| 資材分類 | | 植物及びその残さ由来の資材 |
|----------------|---------|---|
| 基準 | 本則基準 | <ul style="list-style-type: none"> 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの その原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないもの |
| | 別表 1 基準 | 植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | <p>①この項で想定している資材としては、ほぼ植物そのもの、残渣そのものに近い形態のものとし、木酢液や植物の抽出液のような加工を施しているものについては、「その他の肥料及び土壌改良資材」で読むこととする。</p> <p>②原則として原材料の製造(植物の生産工程)は問わない。例えば、栽培された草木を原材料として使用する場合、それが慣行農法由来であっても構わない。</p> <p>③「別表 1 基準」により、植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであることを確認する必要がある。</p> <p>④ この項、組換えDNA技術の使用については、判断基準の項で示した通り、経過措置により「原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合」を条件として、組換えDNA技術の有無は問われない。</p> |
| くず大豆 | | 国産大豆由来であれば、組換え種子は流通していないので、国産大豆を使用している場合、特に組換えDNA技術の確認は必要ない。 |
| きのこの廃菌床 | | <p>きのこの廃菌床は、菌床製造段階において、きのこの廃菌床以外の資材が混合される場合があるが、便宜的にこの項に記載する。</p> <p>きのこの廃菌床の使用に当たっては、以下の情報を確認した上で判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> オガコ、チップはこの項(植物由来の資材)の基準を満たしているか。 菌床として利用される過程で、薬剤など化学合成物質による殺菌処理がなされていないか。(一般に、培地の殺菌は蒸気殺菌がなされるが、ヒラタケ(商品名はシメジで扱われている場合が多いので注意)の菌床栽培において、登録された殺菌剤があるため、特にヒラタケの菌床を使用する場合に確認を行う) 栄養剤は別表1に掲載された資材であるか。 |

| | |
|---------|--|
| きのこの廃ほだ | <p>原木栽培きのこの廃ほだを使用する場合、ほだ木がこの項(植物由来の資材)を満たしていること。</p> <p>きのこの栽培を促す目的で、栽培時に尿素・硫酸等を混入した水に浸漬する場合があるが、これについては栽培中の行為と考え問わない。</p> <p>植菌時の封ろうのためにプラスチックが使用されている場合は、これを除去したものであること。</p> |
|---------|--|

1.2.2. 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材

| 資材分類 | | 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材 |
|----------------|---|--------------------------|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表1基準 | 家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | <p>① 「別表 1 基準」の記載事項の意味することは、人糞由来を禁止すること。(Q&A参照)</p> <p>② 排せつ物となって以降の、収集、運搬、発酵・乾燥・焼成等の工程において、化学物質の添加は認められない。排せつ物を外部から導入する場合は、畜産農家に対して、凝集促進材、殺虫剤の使用がされていないかの確認を行う。</p> <p>③ 敷料の取扱いについて 排せつ物と同時に回収される敷料については、建築廃材を原材料としていないことを確認する。(建築廃材に由来する敷料に含まれる釘、プラスチック破片、塗料が付着したベニヤ破片などによって、土壌が悪化することを防止するため。)</p> <p>④ 家畜・家きんの飼料について 牧草・濃厚飼料原材料の栽培方法、遺伝子組換えの有無、抗生物質、合成抗菌剤、飼料添加物等については、確認しない。</p> <p>⑤ 生産行程管理者による処理 生産行程管理者が、外部から家畜排せつ物を導入してのち、自ら追加で木材を添加する場合は、その木材に化学的処理がされていないことを確認しなければならない。おがくず、製材くずについて建築廃材由来は認められない。</p> <p>⑥ この項、組換えDNA技術の使用については、判断基準の項で示した通り、経過措置により「原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合」を条件として、組換えDNA技術の有無は問われない。</p> <p>⑦ 家畜の排せつ物については、人畜共通の病原菌や雑草の種子の死滅をはかるように、一定の発酵温度を経過し、堆肥化したものを推奨する。生ふん尿は、発酵、乾燥、焼成していないのでこの項において</p> | |

| | |
|------------------------|---|
| | 不適合と判断する。但し、ある程度乾燥したものは、発酵途上のものであっても許容されると見なす。 |
| 加工家きんふん肥料（肥料登録されているもの） | 家きんふんに硫酸等を混ぜて火力乾燥したものは不適合 |
| 微生物（堆肥等の発酵促進の目的で使用される） | <p>① 堆肥等の発酵促進の目的で使用する微生物を得るために、目的の微生物以外の雑菌を紫外線照射で殺菌することは、物理的方法であるため可能。</p> <p>② 微生物の培地については、その培地のほとんどが最終製品の資材に残る場合は、遺伝子組換えでないこと、化学合成された物質を使用しないことが必要であるが、初期の種菌の培養のようにその培地が最終製品の資材に残らないものについては、特に培地について制限はないものとする。</p> |

1.2.3. 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材

| 資材分類 | | 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材 |
|----------------|-------|--|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表1基準 | 天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | <p>① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。</p> <p>② 上記の例外規定から、油粕については、抽出の工程が化学的処理であっても使用を認める。</p> <p>③ この項、組換えDNA技術の使用については、判断基準の項で示した通り、経過措置により「原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合」を条件として、組換えDNA技術の有無は問われない。</p> |
| エタノール(食品) | | エタノールの製造工程において、化学的処理や遺伝子組換え技術が使用されなければよく、原材料の遺伝子組換えについて確認は不要（経過措置の適用）。 |
| 焼酎（食品） | | <p>① 製造工程 醸造により得られた焼酎のみを適合とする。</p> <p>② 発酵助剤の使用 焼酎の製造工程での発酵助剤を使用しているものは認められない</p> <p>③ 原材料の遺伝子組換え 焼酎の製造工程において、化学的処理や遺伝子組換え技術が使用されていなければよく、原材料の遺伝子組換えについて確認は不要（経過措置の適用）。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| 焼酎廃液や発酵粕 | 発酵促進剤として化学合成物質が添加されているものは認められない。 |
| とうもろこし浸漬液肥料（コーンスティーブリカー） | コーンスターチを製造する際にとうもろこしを亜硫酸液で浸漬したものを発酵・濃縮したものは不適合。 |
| コーンスターチ（未発酵） | 亜硫酸浸漬の工程がないことが確認できれば、適合。 |
| コーン焼成灰 | 亜硫酸浸漬の工程がないことが確認できれば、適合。 |
| 食品工場からのフェザーミール | 製造工程を確認し、酸処理を行ったものは不適合。 |
| 石灰処理肥料(特殊肥料) | 焼酎廃液に生石灰を混合させた資材(特殊肥料のうち石灰処理肥料に該当する)を認める。 |
| 乾燥菌体肥料 | 凝集材を使用したものは不適合 |
| おから（未発酵） | おからの原材料大豆の遺伝子組換えの使用有無は経過措置により、問われない。 化学的に合成された消泡剤を使用した生のおからを直接畑に施用することは、現行規格では不適合。 (注)おから(発酵)については、「5. 発酵した食品廃棄物由来の資材」を参照。 |
| 輸入小麦・ふすま | 海外から輸入する小麦やふすまについては、収穫後にポストハーベスト農薬の可能性がゼロとはいえないが、調査に困難を伴うと考えられるので、確認は不要とする。 |
| 黒砂糖 | この項、又は食品廃棄物に相当し発酵させて使用する場合は、「発酵した食品廃棄物由来の資材」の項で評価する。 |
| 糖蜜 | 「製糖産業の副産物」の項で評価する。 |
| ぶどう糖 | この項、又は食品廃棄物に相当し発酵させて使用する場合は、「発酵した食品廃棄物由来の資材」の項で評価する。 |
| 卵の殻 | 食品工場でたまごを洗浄する際に、たまごを次亜塩素酸ナトリウムで洗浄するケースがあるが、これについては認める。 |
| 繊維工場からの資材 | 繊維工場での化学的処理は認めない。 |

1.2.4. と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材

| 資材分類 | | と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材 |
|------|-------|--------------------------------|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表1基準 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので |

| | |
|------------------|---|
| | あること |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | ① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 ② 配合肥料の原材料として、この項に該当するものが使用されていることが多いが、その場合、個々の配合肥料の原材料について、その状況を調査し、評価する。 |
| 骨粉 | 輸入の蒸製骨粉の場合、輸入時の燻蒸の可能性はあるが、輸入品の燻蒸処理は問題視しない(農林水産省「はじめての人のための有機JAS規格」より) BSEとの関連で、適正に処理された骨粉かどうかを確認するため、肥料登録証を確認する。 |
| 蒸製皮革粉 | 蒸製皮革はすべて不適合。 (物理的になめす場合でも、必ず事前に化学的処理が施されるため) |
| 魚廃物加工肥料 | 魚廃物を泥炭その他の吸着原材料に吸着させたものは、肥料目的で使用する場合に限り適合とする。(ただし、泥炭に化学的処理がないことの確認が必要)。米ぬかに吸着させたものは、適合とする。 |
| 副産動物質肥料 | なめし皮製造業由来のものは不適合。 |
| 魚粉・魚粕・フィッシュソリュブル | 魚かす粉末が使用されている場合、肥料用、飼料用のいずれの場合も以下を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 抗酸化材として化学合成された物質(エトキシキン等)が混入している場合は不適合。 海外のフィッシュソリュブルについては、抽出工程でアルカリなど薬剤使用がないことを確認する。(注：NOPではアルカリなどの薬剤使用が認められているので、JASとの違いに注意) フィッシュソリュブルの製造工程中に触媒あるいは分解促進等で使用される酵素自身の製剤化の過程における化学処理については問わない。 |
| 乾血(血粉) | 製造段階に凝集材を使用したものは不適合。酸・アルカリ処理したのもも不適合。 |
| 動物かす粉末類 | 原材料に、乾血及びその粉末、蒸製皮革粉が使用されているかどうか確認し、上記各項目に従って評価する。 |

1.2.5. 発酵した食品廃棄物由来の資材

| 資材分類 | | 発酵した食品廃棄物由来の資材 |
|------|-------|---------------------------|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ(記載省略) |
| | 別表1基準 | 食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>確認の手順 及び 確認時の注意点</p> | <p>① もともとは、生ごみ堆肥のような、食品残渣を使用した堆肥などを想定した項と考えられるが、食品工場から出る食品の廃棄物も発酵させた場合はこの項目で評価する。なお、食品工場での製造工程で発生し、食用に供されない副産物は、「1.2.3食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」の項で読む。</p> <p>② 上記の規定から、使用原材料をみて食品廃棄物以外が含まれていないかどうか、製造工程図をみて確認する。</p> <p>③ 食品であっても、いったん廃棄されたものについては食品廃棄物として解釈し、この項で読むことは可能である。</p> <p>④ 原材料由来工程がないので、原材料の製造工程までは問わない。</p> <p>⑤ 組換えDNA技術の使用については、判断基準の項で示した通り、経過措置により「原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合」を条件として、組換えDNA技術の有無は問われない。</p> |
| <p>コーンスターチ (発酵)</p> | <p>発酵する資材の原材料として使用する場合は、この項で適合性を評価する。</p> |
| <p>おから (発酵)</p> | <p>おからを発酵させて使用する場合は、この分類に入る。</p> <p>おからの原材料大豆の遺伝子組換えの使用有無は経過措置により、問われない。</p> <p>原材料の製造工程までは問われないので、消泡剤の使用の有無は問われない。なお、化学的に合成された消泡剤の使用されている生のおからを直接畑に施用することは、不適合。</p> <p>(注)おから(未発酵)については「1.2.3食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」を参照。</p> |

1.2.6. バーク堆肥

| 資材分類 | | バーク堆肥 |
|---------------------------------|--|------------------------------------|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ (記載省略) |
| | 別表 1 基準 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること |
| <p>確認の手順 及び 確認時の注意点</p> | <p>① 木材の生産段階で使用された資材について確認する必要はないが、当該植物の刈取り後または伐採後に化学的処理を行った木材を原材料に用いているものは不適合とする。</p> <p>② 製造工程において腐熟促進材について確認し、尿素・硫酸を使用しているものは不適合。腐熟促進材として、鶏糞、牛糞などが使用されている場合は、特にそれ以上の由来確認をしない。</p> | |

1.2.7. メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）

| 資材分類 | | メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。） |
|----------------|-------|--|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表1基準 | 家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。 |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | <p>① 原料にし尿を含む場合は、食用作物の可食部分に使用しないこと。</p> <p>② 「可食部分に使用しないこと」とは、地上部を食用にする農産物に直接散布しないことをいう。</p> <p>③ ①および②については、生産者と登録認定機関において慎重に判断すること。</p> <p>④ 凝集促進剤の使用は不可とする。</p> <p>⑤ 汚泥肥料でないこと（肥料登録のあるものは不可）。</p> <p>⑥ メタン発酵過程を終えていることを確認すること。</p> <p>⑦ 自家製以外は、製造工程書類により上記を確認すること。また自家製品についても、同様の記録を確認すること。</p> |

1.2.8. グアノ

| 資材分類 | | グアノ |
|----------------|-------|---|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表1基準 | なし |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。 |

1.2.9. 乾燥藻及びその粉末

| 資材分類 | | 乾燥藻及びその粉末 |
|----------------|-------|---|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表1基準 | なし |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | <p>① 特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。</p> <p>② 酸・アルカリの処理の有無を確認し、酸・アルカリの処理の有るものは不適合とする。</p> |

1. 2. 10. 草木灰

| 資材分類 | | 草木灰 |
|----------------|---------|--|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 ② 原材料となった草木の生産段階で使用された資材について確認する必要はないが、当該植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないことを条件とする。 |

1. 2. 11. 炭酸カルシウム

| 資材分類 | | 炭酸カルシウム |
|----------------|---------|---|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む）であること |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 ② 製造工程及び造粒材の有無を確認する。（造粒材は製造工程の中で造粒工程がある場合に確認する。） |

1. 2. 12. 塩化加里

| 資材分類 | | 塩化加里 |
|----------------|---------|--|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 上記基準があるので、原材料と製造工程を確認し、上記基準を満たすことを確認。 ② イオン交換膜を使用した精製法においてイオン交換膜への析出物を防止するために添加される塩酸、海水の殺菌のために添加される次亜塩素酸ナトリウム等、使用が不可欠な加工助剤（注）については使用を認められる。 |

注：加工助剤については、例えば以下のようなものがある。

海水の殺菌剤

殺菌剤の残存の防止及び中和などに使用される薬剤

製造工程での消泡剤

スケール防止剤

1. 2. 13. 硫酸加里

| 資材分類 | | 硫酸加里 |
|----------------|---------|-------------------------------------|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 |

1. 2. 14. 硫酸加里苦土

| 資材分類 | | 硫酸加里苦土 |
|----------------|---------|---|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 天然鉱石を水洗精製したものであること |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | <p>① 上記天然鉱石であるかどうか分かる製造工程を入手し、確認する。天然の硫酸加里苦土鉱石を精製したものを認める。</p> <p>② 硫酸加里苦土には、</p> <p>(a)硫酸加里苦土の天然鉱石（ラングバイナイト鉱石など）を採掘し精製して作られるもの。</p> <p>(b)塩化加里とキーゼライト（硫酸苦土）を混合し、ふたつのもつ性質を作用し化学反応させてつくられたもの。</p> <p>の大きく2種類があるが、別表1の硫酸加里苦土の個別基準は、「天然鉱石を水洗精製したものであること」とされていることから、上記の(b)は、この基準に適合しない。</p> |

1. 2. 15. 天然りん鉱石

| 資材分類 | | 天然りん鉱石 |
|----------------|---------|--|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 上記条件について、カドミウムの含有量についての説明文書を入手して確認を行う。 |

1. 2. 16. 硫酸苦土

| 資材分類 | | 硫酸苦土 |
|----------------|---------|--|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 ② 天然鉱石由来の原材料について、キーゼライトについては、分離精製過程の静電気分離は物理的な方法とみなし、認める。（静電気による分離は、直接の電気分解と考えない） ③ 海水から硫酸苦土を製造した後の工程で、臭素を回収することは問わない。 |

1. 2. 17. 水酸化苦土

| 資材分類 | | 水酸化苦土 |
|----------------|---------|---------------------------------|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 天然鉱石を粉砕したものであること |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 上記天然鉱石であるかどうか分かる製造工程を入手し、確認する |

1. 2. 18. 軽焼マグネシア

| 資材分類 | | 軽焼マグネシア |
|----------------|---------|---|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | なし |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。 |

1. 2. 19. 石こう（硫酸カルシウム）

| 資材分類 | | 石こう（硫酸カルシウム） |
|----------------|---------|-------------------------------------|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 |

1. 2. 20. 硫黄

| 資材分類 | | 硫黄 |
|------------------------|---------|--|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | なし |
| 確認の手順 及び 確認時の注意点 | | ① 当該資材は、告示1005号により化学合成であっても認められる資材である。 また、特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。 |

1. 2. 21. 生石灰（苦土生石灰を含む）

| 資材分類 | | 生石灰（苦土生石灰を含む） |
|------------------------|---------|-------------------------------------|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること |
| 確認の手順 及び 確認時の注意点 | | ① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 |

1. 2. 22. 消石灰

| 資材分類 | | 消石灰 |
|------------------------|---------|---|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 上記生石灰に由来するものであること。 (注：生石灰－天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること) |
| 確認の手順 及び 確認時の注意点 | | ① 当該資材は、告示1005号により化学合成であっても認められる資材である。 ② 製造工程と原材料の製造工程を入手し、上記基準を満たすかどうかについて判断する。 |

1. 2. 23. 微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）

| 資材分類 | | 微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素） |
|-------|---------|---|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。 |
| 確認の手順 | | ① 当該資材は、告示1005号により化学合成であっても認められる資材で |

| | |
|---------------|--|
| 及び 確認時の注意点 | ある。資材そのものは、微量要素単体でなく、硫酸亜鉛などの形で使用される。 ② 上記の追加基準は、資材の適合可否判断でなく、栽培管理上の基準であるので、生産行程管理者の管理方法の中で確認する。 |
|---------------|--|

1. 2. 24. 岩石を粉砕したもの

| 資材分類 | | 岩石を粉砕したもの |
|------------------------|---------|---|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により、土壌等を汚染するものでないこと |
| 確認の手順 及び 確認時の注意点 | | ① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 ② 上記由来基準後段の「含有する有害重金属…」の規定に関する確認方法は、資材メーカーからの説明文書の内容により判断する(必要に応じて、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律で定める特定有害物質等(カドミウム、鉛、砒素等)の含有量についての説明文書を入手して確認を行う。) |

1. 2. 25. 木炭

| 資材分類 | | 木炭 |
|------------------------|---------|--|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること |
| 確認の手順 及び 確認時の注意点 | | ① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 ② 原材料の木の生産段階において使用された資材について確認する必要はないが、当該植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないことを条件とする。化学的処理を行っている建築廃材を使用しているものは不適合。 ③ 自家製の木炭もあるので、同様に評価する。 |

1. 2. 26. 泥炭

| 資材分類 | | 泥炭 |
|------|---------|--|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土として |

| | | |
|------------------------|--|--|
| | | の使用に限る。 |
| 確認の手順 及び 確認時の注意点 | | <p>① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。</p> <p>② 上記後段に目的による制限がある。この制限は、CODEXにおいて制限されているものであり、天然資源の枯渇を考慮しての規制となっている。規格の解釈としては、土壌改良資材としての使用は育苗用土としての使用に限るが、肥料としての使用は限定されていないと考える。この目的の制限は、資材の適合可否判断でなく、栽培管理上の基準であるので、各登録認定機関は生産行程管理者の管理方法の中で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 土壌改良目的でのほ場への施用は不可。育苗時に使用することは可。 • 肥料原材料としての使用は可能(例：ぼかし肥の原材料にするなど) • ピートモスをブルーベリーの植え穴のみに施用する場合、育苗に相当すると認められる場合は適合。 • 融雪剤として使用することは認められない。 |

1. 2. 27. ベントナイト、パーライト、ゼオライト、バーミキュライト、けいそう土焼成粒

| | | |
|------------------------|-------|---|
| 資材分類 | | ベントナイト、パーライト、ゼオライト、バーミキュライト、けいそう土焼成粒 |
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表1基準 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 確認の手順 及び 確認時の注意点 | | ① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 |

1. 2. 28. 塩基性スラグ

| | | |
|------------------------|-------|--|
| 資材分類 | | 塩基性スラグ |
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表1基準 | トーマス製鋼法により副生するものであること |
| 確認の手順 及び 確認時の注意点 | | <p>① この項目で対象となるのは、別表1基準に記載のとおり、国内産スラグの塩基性スラグではなく、国内では生産されていないトーマスリン肥である。</p> <p>② 当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。</p> |

1. 2. 29. 鉍さいけい酸質肥料

| 資材分類 | | 鉍さいけい酸質肥料 |
|----------------|---------|-------------------------------------|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 |

1. 2. 30. よう成りん肥

| 資材分類 | | よう成りん肥 |
|----------------|---------|---|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。 |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。粉状、砂状、粒状、球状があり、その形状にする製造工程を確認する必要がある。 ② 上記後段の基準について、上記を証明する説明文書を入手する。 |

1. 2. 31. 塩化ナトリウム

| 資材分類 | | 塩化ナトリウム |
|----------------|---------|--|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。 |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 上記基準があるので、原材料と製造工程を確認し、上記基準を満たすことを確認。 ② イオン交換膜を使用した精製法においてイオン交換膜への析出物を防止するために添加される塩酸、海水の殺菌のために添加される次亜塩素酸ナトリウム等、使用が不可欠な加工助剤（注）については使用を認められる。 |

注：加工助剤については例えば以下のようなものがある。

海水の殺菌剤

殺菌剤の残存の防止及び中和などに使用される薬剤

製造工程での消泡剤

スケール防止剤

1. 2. 32. リン酸アルミニウムカルシウム

| 資材分類 | | リン酸アルミニウムカルシウム |
|----------------|---------|--|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 当該資材は、告示1005号により化学合成であっても認められる資材である。 ② また、特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。 ③ 上記カドミウムの基準について、上記を証明する説明文書を入手する。 |

1. 2. 33. 塩化カルシウム

| 資材分類 | | 塩化カルシウム |
|----------------|---------|--|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | なし |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 当該資材は、告示1005号により化学合成であっても認められる資材である。 ② また、特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。 |

1. 2. 34. 食酢

| 資材分類 | | 食酢 |
|----------------|---------|---|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | なし |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | ① 告示1005号により、化学合成された食酢の使用は認められているため、合成酢であっても使用が許可される。 ② 当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。 ③ 遺伝子組換えについて、原材料が遺伝子組換え確認作物対象品目に該当する原材料(6ページ1.1.4.2(1) 参照)である場合は、遺伝子組換え由来でないことを確認する。 |

1. 2. 35. 乳酸

| 資材分類 | | 乳酸 |
|------|---------|--|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表 1 基準 | 植物を原材料として発酵されたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。 |

| | |
|------------------------|--|
| 確認の手順 及び 確認時の注意点 | <p>① 原材料が植物であること、発酵工程であることが確認可能な資料を入力し、確認する。</p> <p>② 「別表1基準」後段に目的による制限がある。資材の適合可否判断でなく、栽培管理上の基準であるので、生産行程管理者の管理方法の中で確認する。</p> <p>③ 遺伝子組換えについて、原材料の由来を確認し、遺伝子組換え技術を用いた可能性のある農産物の場合は、分別管理されたもののみを使用していることを要求する。</p> |
|------------------------|--|

1. 2. 36. 製糖産業の副産物

| 資材分類 | | 製糖産業の副産物 |
|------------------------|-------|--|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表1基準 | なし |
| 確認の手順 及び 確認時の注意点 | | <p>① この項の製糖産業とは、さとうきび、甜菜から製糖することを指す。</p> <p>② 製糖産業の副産物とは、糖蜜・糖・廃糖蜜・バガス・石灰乳等のことを指す。イースト菌の培養に使用された後の廃糖蜜も含める。</p> <p>③ 原材料の由来基準がないので、製糖産業の副産物については、そのもとの砂糖の製造工程における化学的処理については問わない。その副産物を回収してから、廃糖蜜として資材化するまでの段階を本則に照らして判断する。</p> |
| ぶどう糖 | | ぶどう糖はコーンスターチ等のでん粉から作られるため、この項ではなく、「食品工場由来の資材」又は、廃棄されたもので発酵させたものは「発酵した食品廃棄物由来の資材」で判断する。 |
| 製糖産業由来以外の糖蜜及び廃糖蜜 | | 製糖産業以外から産出される廃糖蜜は、この項ではなく「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」の項で判断する。 |

1. 2. 37. 肥料の造粒剤及び固結防止剤

| 資材分類 | | 肥料の造粒剤及び固結防止剤 |
|------------------------|-------|---|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表1基準 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り使用することができる。 |
| 確認の手順 及び 確認時の注意点 | | <p>① この資材は、単独資材として使用されるものではない。</p> <p>② 生産者が自ら肥料を生産する場合は、上記によって判断するが、通常は、肥料の製造工程に、造粒工程があったり、固結防止目的の添加物がある場合に、この基準を適用する。</p> <p>③ 前段に「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来す</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>るものであること」の条件があるので、天然物質由来のものは肥料の造粒材及び固結防止材として使用可能である。</p> <p>④ 別表1の但し書きは、天然物質の資材が調達できない場合に限る例外措置であり、資材メーカーにその理由を問い合わせ確認する。</p> <p>⑤ 尚、リグニンスルホン酸塩は告示1005号において、化学合成が認められている資材である。</p> |
|--|---|

1. 2. 38. その他の肥料及び土壌改良資材

| 資材分類 | | その他の肥料及び土壌改良資材 |
|----------------|-------|---|
| 基準 | 本則基準 | 上記に同じ（記載省略） |
| | 別表1基準 | <p>① 使用目的と使用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> • 植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む） • 植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む） <p>② 原材料由来 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）</p> <p>③ 認められない効果 病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。</p> <p>④ 使用にあたっての条件 ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。</p> |
| 確認の手順及び確認時の注意点 | | <p>この分類「その他資材」として認める場合には、次の手順で行う。</p> <p>① まず、他の資材と同様、原材料の由来と、肥料の製造工程を確認し、他の資材と同様の基準で判断する。</p> <p>② 上記別表1基準の②のうち、「燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化」は化学反応に該当するが、これらはその他資材を評価する際には認められるものとして挙げられている。</p> <p>③ 上記別表1基準の③は、農薬とみなされないことを意味している。従って、登録農薬、特定防除資材を別表1で使用してはならない。但し、特定防除資材に申請して現在審議中の資材については「防除効果を有することがまだ明らかではない」という考え方により、この項で読むことが可能である。</p> <p>④ 上記別表1基準の①と④は、資材の適合可否判断でなく、栽培管理上の基準であるので、生産行程管理者の管理方法の中で確認する。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| | ⑤ 原材料が組換えDNA技術を使用していないかの確認を行う。 |
| 植物抽出液 | <p>① 原材料と製造工程について次の内容を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 原材料名 • 原材料の原産地 • 原液製造工場名と所在地 • 製造工場の他の農薬類との並行生産があるか確認し、ある場合は、コンタミ防止が適切に図られていること。 • 原材料工場の所在する国で使用されている残留農薬の検査をしているか（分析結果報告書の提出） <p>② 抽出方法について 抽出に使用する溶媒が何かを確認する。抽出方法について、水抽出、木酢液などによる抽出、発酵による抽出、醸造されたエタノールでの抽出のみを認める。溶媒が不明な場合は不適合扱いとする。</p> <p>③ その他 魚毒性のあるものは使用にあたって注意をするなどの条件をつける。</p> |
| エタノール（抽出に使用されるもの） | <p>エタノールの使用は食品用途のもので、エタノールの製造工程において、化学的処理や遺伝子組換え技術が使用されていないものとする。原材料の遺伝子組換えの有無を確認する。</p> <p>（注）「エタノール（食品）」については、「1.2.3食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」を参照。</p> |
| 焼酎 | <p>① 製造工程 醸造されたもののみを認める。</p> <p>② 発酵助剤の使用 焼酎の製造工程での発酵助剤を使用しているものは認めない。アルコールの回収率を上げるためにぶどう糖を添加しているかどうかを確認し、添加しているぶどう糖については化学的処理をされたものは認められない。</p> <p>③ 原材料の遺伝子組換え 焼酎の製造工程において、化学的処理や遺伝子組換え技術が使用されていないこと。また、焼酎の原材料の遺伝子組換えの有無を確認する。</p> <p>（注）「焼酎（食品）」については、「1.2.3食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」を参照。</p> |
| 原材料として添加する酵素 | <p>この項の資材の条件に該当するものを適合とする。</p> <p>なお、酵素の製造工程における化学的処理については問わない。</p> <p>（注：商品名に「〇〇酵素」と記載しているものは、厳密には酵素にあらず、微生物資材など別の分類に該当するものが多いので、注意）</p> |
| 微生物資材（ほ場や作物に直接使用する場合） | <p>微生物の培地については、その培地のほとんどが最終製品の資材に残る場合は、遺伝子組換えでないこと、化学合成された物質を使用しないことが必要であるが、初期の種菌の培養のようにその培地が最終製品の</p> |

資材に残らないものについては、特に培地について制限はないものとする。

第2章 農薬（別表2）、及び収穫後の施設で使用される薬剤（別表4）

2.1. ほ場又は栽培場における有害動植物の防除目的で使用される資材（農薬（別表2））の適合性判断基準

2.1.1. JAS規格に規定されている内容

別表2に該当する資材の使用は、本則に記載された下記内容を遵守したうえで使用する必要がある。

JAS規格第4条 有害動植物の防除

耕種的防除（※1）、物理的防除（※2）、生物的防除（※3）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあつては、別表2の農薬（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）に限り使用することができる

- ※1：作物及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。
- ※2：光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）若しくはプラスチックマルチ（使用後に取り除くものに限る。）を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。
- ※3：病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。

以下、2.1.2及び2.1.3については、やむを得ない場合に使用する、防除資材についての評価基準として記載する。

2.1.2. 別表2の防除資材の使用にあたっての判断基準

2.1.2.1. 作物への適用登録及び農業使用基準

別表2のリストは、農薬取締法にもとづく登録農薬であることを前提としている。使用にあたっては当該作物が適用作物であることを確認すること（ただし、食酢、重曹及び同一都道府県内で生息する天敵は、特定農薬に指定されているのでこの限りではない）。

また農薬には農薬使用基準が定められているので遵守しなければならない。遵守義務の基準は以下のとおり。

- 適用のある作物以外に使用しないこと。
- 使用量の規制のある農薬は、規制量を超えて使用しないこと。
- 希釈倍率の規制のある農薬は、定められた希釈倍率を下まわって（濃い濃度）使用しないこと。
- 定められた使用時期を守ること。
- 成分ごとの総使用回数を守る（種苗期の使用を含む）。

登録農薬の適用作物については、下記のホームページを参照のこと。

■ 農薬登録における適用作物名について

<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/sakumotuhyou.htm>

■ 「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用についての別表1

<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/3986/3986号別表1.pdf>

2.1.2.2. 有機農産物の生産において使用することがやむを得ないとされる化学合成農薬

JAS規格では有機農産物の生産の原則として、化学的に合成された肥料や農薬の使用を避けることを基本としているが、使用することがやむを得ない化学合成農薬として、告示1005号において、以下のものを規定している。これらの農薬はJAS規格別表2に記載されており、有効成分が化学合成されたものでも使用が認められている。

一 農薬

硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、還元澱粉糖化物液剤、食酢、水和硫黄剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、天敵等生物農薬・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、磷酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤

2.1.2.3. 基準欄に条件のある資材（別表2）

以下に記載する農薬については、別表2にて、使用にあたっての個別の基準が定められている。

| 農薬（別表2） | 基準 |
|------------------|--|
| ① 除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤 | 除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。 |
| ② メタアルデヒド粒剤 | 捕虫器に使用する場合に限ること。 |
| ③ 硫酸銅 | ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。 |
| ④ 生石灰 | ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。 |

| | |
|--------------|---|
| ⑤ 性フェロモン剤 | 農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。 |
| ⑥ 展着剤 | カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。 |
| ⑦ 二酸化炭素くん蒸剤 | 保管施設で使用する場合に限ること。 |
| ⑧ ケイソウ土粉剤 | 保管施設で使用する場合に限ること。 |
| ⑨ 炭酸カルシウム水和剤 | 銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。 |

[上記農薬の注意点]

- 除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤
共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないことを確認することが必要。通常この成分は農薬の成分表示には記載されないことが多いので、別途確認する必要がある。
- メタアルデヒド粒剤
メタアルデヒド粒剤には、ナメクジ対策及び水稻のスクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)等への対策の農薬がある。有機農産物JAS規格では、ナメクジ対策などに使用する場合は捕虫器(流出しないような容器)に入れて使用することが条件となっている。水稻のスクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)の防除などで本剤を散布して使用する場合もあるが、規格ではこのような使用を認めていないので、注意すること。
- 硫酸銅及び生石灰
これらの農薬は、ボルドー剤調製用として併用して使用する場合に限り、使用が認められている。単体での使用は認められていない。
- 性フェロモン剤
性フェロモン剤には、以下のようなものがある。(平成26年4月1日現在)
 - ・ 誘引効果があるもの
 - オキメラノルア剤 (98%製剤)
 - キュウルア液剤
 - ケルキボルア剤
 - サキメラノルア剤
 - フォールウェブルア剤
 - リトルア剤
 - ・ 交尾阻害効果があるもの
 - アリマルア・オリフルア・トートリルア・ピーチフルア剤
 - アルミゲルア・ウワバルア・ダイアモルア・ビートアーミルア・リトルア剤
 - アルミゲルア・ダイアモルア剤
 - インフェルア剤
 - オキメラノルア剤 (96.5%製剤)
 - オリフルア剤

オリフルア・トートリルア・ピーチフルア剤
オリフルア・トートリルア・ピーチフルア・ピリマルア剤
シナンセルア剤
ダイアモルア剤
チェリトルア剤
トートリルア剤
ピーチフルア剤
ビートアーミルア剤
ブルウェルア・ロウカルア剤
マシニッサルア剤
リトルア剤

- ケイソウ土粉剤
この農薬の使用方法として、玄米又は麦類の穀粒に定められた濃度で混和する方法もあるが、規格ではこうした使用を認めていないので、注意すること。

2.1.2.4. 天敵等生物農薬

上記本則に、「組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く」とあるが、現在、別表2に記載された資材について、組換えDNA技術を用いて製造される可能性のあると考えられる資材に、「天敵等生物農薬」がある。

但し、天敵等生物農薬については、Q&A問16-2により使用可能資材が一覧で掲載されているので、下記に記載されている生物農薬については使用可能なものとして特段の確認を必要としない（平成25年2月末現在）。

- B T水和剤、B T粒剤（生菌、死菌を問わない）
- アグロバクテリウム ラジオバクター剤
- アリガタシマアザミウマ剤
- イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤
- イサエアヒメコバチ剤
- 非病原性エルビニア カロトボーラ水和剤
- オンシツツヤコバチ剤
- ククメリスカブリダニ剤
- コニオチリウム ミニタンス水和剤
- コレマンアブラバチ剤
- サバクツヤコバチ剤
- シュードモナス フルオレッセンス水和剤
- ショクガタマバエ剤
- スタイナーネマ カーポカプサエ剤
- スタイナーネマ グラセライ剤
- ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤

- ・スワルスキーカブリダニ剤
- ・タイリクヒメハナカメムシ剤
- ・タラロマイセス フラバス水和剤
- ・チチュウカイツヤコバチ剤
- ・チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤
- ・チャバラアブラコバチ剤
- ・チリカブリダニ剤
- ・トウガラシマイルドモットルウイルス弱毒株水溶剤
- ・トリコデルマ アトロビリデ水和剤
- ・ドレクスレラ モノセラス剤
- ・ナミテントウ剤
- ・ナミヒメハナカメムシ剤
- ・パーティシリウム レカニ水和剤
- ・パストーリア ペネトランス水和剤
- ・ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤
- ・バチルス シンプレクス水和剤
- ・バチルス ズブチリス水和剤
- ・ハモグリコマユバチ剤
- ・ハモグリミドリヒメコバチ剤
- ・バリオボラックス パラドクス水和剤
- ・ペキロマイセス テヌイペス乳剤
- ・ペキロマイセス フモソロセウス水和剤
- ・ボーベリア バシアーナ剤
- ・ボーベリア バシアーナ水和剤
- ・ボーベリア バシアーナ乳剤
- ・ボーベリア ブロンニアティ剤
- ・ミヤコカブリダニ剤
- ・モナクロスポリウム フィマトパガム剤
- ・ヤマトクサカゲロウ剤

2.1.3. 特定防除資材

(1) 特定防除資材

現在、農薬取締法では特定防除資材として「使用場所と同一の都道府県内（離島にあっては離島内）で採集した天敵（以下「土着天敵」という。）」、「エチレン」、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られたものに限る。）」、「重曹」、「食酢」の5つが規定されている。

「土着天敵」は、JAS規格本則の生物的防除に該当するので、本則に適合した対策として制限なく使用可能である。

「重曹」、「食酢」については、別表2に記載があり、かつ特別な基準が記載されていないことから、食酢であれば合成酢であっても使用できる。(但し、食酢に食酢以外を混合した「あわせ酢」は「食酢」に該当しない)

ただし、「エチレン」、「次亜塩素酸水」については、別表2に記載がないため、ほ場における有害動植物防除を目的とする使用はできない。

(2) 特定防除資材の評価中の資材

有機JAS規格においては、特定防除資材になるかどうかの評価中の資材(例：木酢液)は防除目的では使用できないものとされているが、別の効果を目的とした使用については、別表1の「その他の肥料及び土壌改良資材」(以下、「その他資材」と記載)で判断する。

別表1のその他資材の基準中、「かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。」と記載されているのは、農薬を別表1で使用してはいけないが、逆に特定防除資材の評価中の資材は、防除効果が公式に認められていないものであるから、別表1で評価してもよいと解釈できる。

2.2. 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理において使用される資材の適合性判断基準

2.2.1. JAS規格に規定されている内容

JAS規格第4条には次のように定められている。

2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法(組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。)によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。

(1) 有害動植物の防除目的:別表2の農薬及び別表4の薬剤(ただし、農産物への混入を防止すること。)

収穫後の工程においても、薬剤を使用しない方法での管理が原則であるが、効果が不十分な場合は、上記のとおり、有機農産物の別表2の農薬及び別表4の薬剤が使用可能である。

有機農産物の別表2のうち、保管施設で使用されることを条件とする資材に、二酸化炭素くん蒸剤、ケイソウ土粉剤(2.1.2.3.参照)がある。有機農産物の別表2は、農薬取締法に準拠した資材であるので、使用にあたって、収穫物に接触することを前提とした資材である。

但し、「農産物への混入を防止すること」の規定があるので、ケイソウ土粉末は、使用後除去される必要がある。

別表4の薬剤は、施設におけるそ族・昆虫対策のための資材として使用されるものである。これらの資材は、収穫物に接触することは認められない。

2.2.2. 主な資材

別表2および別表4に記載されている資材のうち、一般に使用が見かけられるものについて、その確認の方法を以下に記載する。

2.2.2.1. 農薬（別表2）

表2-1 主な害虫等対策資材（別表2）

| 資材 | 基準 | 確認の方法 |
|------------------------------|---|---------------------------------------|
| 除虫菊乳剤及び ピレトリン乳剤 | 除虫菊から抽出したものであって、 共力剤としてピペロニルブトキサ イドを含まないものに限ること | 左記を説明する資材製造者 からの文書入手できるも ののみ使用可 |
| 重曹、二酸化炭 素くん蒸剤、ケ イソウ土粉剤 | 保管施設で使用するに限ること | 特に条件がないので、防虫 防鼠目的で使用可能である |

上記以外の別表2掲載資材については、別表2の基準に記載されている内容を満たした資材及び使用方法であることを確認する。

2.2.2.2. 薬剤（別表4）

表2-2 主な害虫等対策資材（別表4）

| 資材 | 基準 | 確認の方法 |
|-----------------|---|---|
| 除虫菊抽出物 | 共力剤としてピペロニルブトキサ イドを含まないものに限ること。また、 農産物に対して病虫害を防除する目 的で使用する場合を除く。 | 左記を説明する資材製造者 からの文書入手できるも ののみ使用可 |
| ケイ酸ナトリウ ム | 農産物に対して病虫害を防除する目 的で使用する場合を除く。 | |
| カリウム石鹼 （軟石鹼） | 農産物に対して病虫害を防除する目 的で使用する場合を除く。 | |
| エタノール | 農産物に対して病虫害を防除する目 的で使用する場合を除く。 | 左記は使用方法についての 条件であり、農産物に対す る除菌などの目的では使用 できないことを注意喚起す る |
| ホウ酸 | 容器に入れて使用するに限ること。 また、農産物に対して病虫害を 防除する目的で使用する場合を除く。 | 左記は使用方法についての 条件であり、使用にあたっ て注意喚起する |

| | | |
|--------|---|---|
| フェロモン | 昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 | ここでいうフェロモンは、農場で使用する登録農薬のフェロモンではなく、製造工場で発生する飛翔性昆虫等を誘引するための物質のことを指す。 左記後段の条件について、当該資材はメイガ等の捕虫を目的とする誘引目的のものであることを商品パンフレット等で確認をする。 |
| カプサイシン | 忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 | |

(注1) ホウ酸、フェロモン、カプサイシン等は、有効成分が化学合成された物質を使用しても、また製造工程で化学的に合成された物質を使用しても差し支えない。

(注2) 「農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。」は、農薬取締法において、農薬でないものを農産物に対して病害虫を防除する目的で使用することが禁止されていることから、その旨を規定している。

(注3) 誘引剤や忌避剤として食品及び食品添加物(我が国及び我が国の有機JAS制度と同等の水準にあると認めている国などで食品添加物として認可されているものを含む)を使用することは可能である。

(注4) 昆虫のフェロモンには、以下の6種類がある。

- ① 性フェロモン
- ② 集合フェロモン
- ③ 警報フェロモン
- ④ 道しるべフェロモン
- ⑤ 階級フェロモン
- ⑥ 密度調節フェロモン (分散フェロモン)

第3章 土壌又は植物に施されるその他の資材

3.1. 土壌又は植物に施されるその他の資材の適合性判断基準

3.1.1. JAS規格に規定されている内容

第1章（別表1）及び第2章（別表2、別表4）の他、有機JAS規格の本則中に記載のある以下の資材については、これに従って判断を行う。

生産の方法についての基準(第4条)

| 資材 | 事項 | 基準 |
|------------------------------------|---------------------|--|
| シーダーテープ | ほ場に使用する種子又は苗等 | コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを含む。 |
| 紙マルチ及びプラスチックマルチ | ほ場又は栽培場における有害動植物の防除 | 古紙に由来するマルチ：製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。 プラスチックマルチ：使用後に取り除くものに限る。 |
| きのこ類の生産に用いる原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材 | 栽培場における栽培管理 | 原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材については、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること |

3.1.2. その他の一般管理資材に関する判断

その他の一般管理資材の使用に際しては、有害な物質がほ場に混入しないよう、十分に配慮して管理を行う必要がある。

(1) 種子消毒（Q & A問13-2）

種子繁殖する作物にあつて、種子（緑肥等の種子を含む）を購入する場合、あらかじめ農薬等で処理された種子は、それしか入手できない場合には使用することができる。生産者が自ら処理する場合には、以下のものが使用できる。

- ・使用禁止資材にあたらぬ肥料等。
- ・別表2に記載されている農薬（ただし、当該作物への適用登録があること）

(2) 種子の比重選（Q & A問13-3）

種子の比重選を行うことは、一般管理に該当することから、一般管理の基準を満たす食塩（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。）を使用した塩水であれば、比重選に使用することができる。

(3) 肥料・土壌改良資材、農業以外の物質のほ場への施用（例：海水、Q & A 問13-4）

ほ場に海水を施用することは、一般管理に該当することから、一般管理の基準を満たす海水（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。）であれば使用することができる。

(4) 生分解性マルチ（Q & A 問12-7）

生分解性プラスチックを含めたマルチ資材の使用は使用できない。

(5) コーンスターチを塗布したマルチ（平成23年度 J A S 規格改正パブリックコメント回答）

接着防止のために微量のコーンスターチが塗布されているプラスチックマルチ及び活性炭の分散剤として微量のコーンスターチが添加されている紙マルチは使用することができる。

(6) 化学的に合成された着色料を用いた石松子（有機農産物検査認証制度ハンドブック（改訂第3版））

人工受粉の際に使用する花粉の増量剤である石松子に関しては、化学的に合成された着色料の使用は、認められない。

(7) チェーンポット（平成23年度 J A S 規格改正パブリックコメント回答）

紙製のポットは、当該資材の製造工程に化学処理があること及び化学合成の接着剤などが使用されているため、ほ場に植え付ける前に取り除かない限り使用できない。

(8) 融雪剤

泥炭については、育苗用土以外の土壌改良材としての施用が禁止されていることから、融雪剤としての使用は認められない。

木炭を使用する場合は、建築廃材由来でないことを確認する。

(9) 光分解性誘引テープ

光分解性誘引テープは、回収することを前提に使用可能となっている。

第4章 育苗用土

4.1. 育苗用土の適合性判断基準

4.1.1. J A S規格に規定されている内容

規格では、育苗用土として以下のものが認められている。

- ① 規格のほ場の項又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌
- ② 過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌
- ③ 別表1の肥料及び土壌改良資材

4.1.2. 適合性の確認の手順及び確認時の注意点

原材料の由来や培土の製造工程図もしくは製造の工程がわかる書面により、次のことを確認する。

- ① 原料として使用されている土については、
 - ア 採取地が過去2年以上周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない区域であること。
 - イ 採取された土壌を培土に製造する際にも使用禁止資材を使用していないこと。
- ② 使用している肥料及び土壌改良資材については、別表1に適合していること。その確認は、1.2項に示した確認手順に従う。
- ③ 用土のpH調整などで、硫酸等の化学合成物質の添加が行われているものは、認められない。

4.2. 経過措置

以下の資材については、規格において経過措置として、当分の間使用可能となっている。

| 資材名 | 基準 |
|----------------------|--|
| たまねぎの育苗用土 用粘度調整資材 | やむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。 |